政策提言書

令和4年度



令和5年2月 いちき串木野商工会議所青年部

会長挨拶



いちき串木野商工会議所青年部 第 36 代会長 須納瀬 武典 スローガン 「感恩報謝」

平素はいちき串木野商工会議所青年部(以下、いちき串木野YEG)の活動に際しまして、 日頃から多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

いちき串木野YEGはいちき串木野市内で活躍する45歳以下の若手経営者、後継者などが 集まる経済団体です。1987年の創立以来、地域経済の発展と経済振興に寄与するべく、青年部 活動に取り組んで参りました。

本年度は「感恩報謝」をスローガンとして掲げ、日頃青年部活動を支えていただいている地元への感謝を胸に行動で恩に報いる事をテーマに活動し、3年ぶりに開催された【さのさ祭り当日祭の運営】を行いました。また現在進行中ですが、働き手不足問題解決に取り組む事業 【ワクワク人財発掘プロジェクト】など様々な事業も継続して活動しております。

本年度の事業の一環と致しまして、昨年度に引き続き【政策提言事業】を今年度も立ち上 げ、政策提言委員会を設置致しました。

商工会議所の一翼を担う地域青年経済人の目線から、豊かで住みよい郷土づくりに貢献する ため、より良い未来に向けた2つのテーマを選定し、提言させていただきました。

1つは新たな行政の財源確保に向けた公共施設のネーミングライツ制度の創設と、2つ目は市内経済活性化を目的とした宿泊施設の誘致であります。

政策提言という形ではございますが、私たちいちき串木野YEGも共に地域課題の解決を目指す一員として行政の皆様とともに活動していければと考えております。

末筆となりますが、今回の政策提言書を作成するにあたり、これまでご指導・ご鞭撻いただいた各行政機関の皆様方をはじめ、ご協力いただいたすべての皆様に感謝を申し上げますとともに、この政策提言事業がいちき串木野市第2次総合計画後期基本計画の基本理念でもございます「住み続けたいまち住んでみたいまちづくり」の一助となり、いちき串木野市の発展に微力ながら貢献できることを祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

令和4年度 政策提言

- 一、本市の所有する公共施設ネーミングライツ(命名権)P3~9
- 一、宿泊施設誘致 P10~14
- 一、おわりに P15
- 一、令和4年度 いちき串木野商工会議所青年部名簿 P16

一、本市の所有する公共施設ネーミングライツ(命名権)

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し各地域がそれ ぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できるよう地方財源の確保、 地方財政の健全化が急務となっています。

しかしながら、生産年齢人口の減少に伴い所得が減少し、不動産価格の低下が 生じれば地方税収は減収の傾向です。その一方で、高齢化の進行から社会保障費 の増加は免れず地方をとりまく環境は厳しさを増していくばかりです。

そこで我々いちき串木野商工会議所青年部は、既存の資産を有効活用した収入源を確保できないか協議致しました。住みよいまちづくりに不可欠な公共施設の維持管理について、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ることを目的とした広告事業、本市の所有する公共施設のネーミングライツパートナーの募集を提言いたします。

事業の効果として、第1に本市においては、施設利用料だけでは経費を賄うことが難しい状況において、資金を確保することが可能となります。第2にネーミングライツパートナーにおいても、施設に企業名やブランド名・商品名を付与することで、施設利用者をはじめとした多くの人に認識してもらうことによる宣伝効果や、社会貢献による企業イメージの向上を望めます。第3に、市民の皆様に公共施設に親しみを持って頂くことで、本市の所有する公共施設の重要性・価値を再認識して頂くことにつながるかと思います。

募集の詳細等、募集要項の起案を次項よりご確認下さい。

1 定義・目的

○ネーミングライツの定義

ネーミングライツとは、本市が所有する施設の愛称を付ける権利を売却すること とします。ネーミングライツは、あくまで愛称を付けるものであり、条例に定め ている施設の正式名称を変更するものではありませんので、必要に応じて、正式 名称を使用することとします。

○ネーミングライツ導入の目的・効果 本市がネーミングライツを導入することにより以下のような効果が期待できます。

- ①本市の資産を有効活用し、ネーミングライツ収入による新たな財源の確保 又は施設の維持管理経費を節減することができます。
- ②市民の皆様に本市の施設へ親しみをもってもらうことにより、市民の皆様の 施設の活用・保存への意識向上に寄与することができます。
- ③法人等の新たな広告媒体として活用されることにより、市外へのPRも含めた 地域経済の活性化に寄与することができます。

○導入の対象

本市が所有するスポーツ施設や文化施設、公園等の施設(及び施設の一部) のうち、ネーミングライツの導入により広告効果が見込める施設を対象と します。(例:総合体育館、多目的グラウンド等)

※愛称を付与することがふさわしくない施設は対象外とします。

2 導入の方法

ネーミングライツの募集は原則、公募とし公募型プロポーザル方式により実施 することとします。

募集型を採用する

ネーミングライツ事業に必要な事項について、対象施設ごとに募集要項を 定め、本市ホームページ等により広く募集します。

- ①対象施設の選定
- ②募集条件の設定
- ③募集
- ④行政による審査、優先交渉権者の選定
- ⑤優先交渉権者との協議
- ⑥契約締結
- ⑦利用者等への周知
- ⑧看板、印刷物等の変更、愛称の使用開始

3 募集内容

①参加応募資格

応募資格者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人とします。

ただし、以下のいずれかに該当する法人は応募できないこととします。

- (ア) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (ウ) ギャンブルに係るもの
- (エ)貸金業に係るもの
- (オ)投資業及び商品先物取引業に係るもの
- (カ) 法律に定めがない医療類似行為を行うもの
- (キ)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条及び民事再生法(平成 11年法律第225号)第21条の規定による更生・再生手続開始の申し 立てがあるもの
- (ク) 本市から指名停止や行政庁より営業停止処分を受けているもの
- (ケ) 市税および使用料等の本市に対する債務を滞納しているもの
- (コ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に 該当しているもの
- (サ) いちき串木野市が行う契約からの暴力団排除要項(平成23年6月27日 告示)に基づく入札参加除外措置を受けているもの
- (シ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の 統制下にある団体に該当するもの
- (ス) その他市長が適当でないと認めるもの

②金額

- (ア)施設ごとに希望金額を定めることとします。
- (イ) ネーミングライツ料は毎年度、当初に一括にてお支払い頂きます。

③期間

契約期間は原則として3年以上とします。愛称の使用期間の更新を希望する場合は、優先交渉権を有することとします。

④命名の条件

愛称は、次の条件を付し、又は満たすものとします。

- (ア) 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、市民の理解が得られるもの とします。
- (イ) 各施設の募集要項に条件を定めることがあります。
- (ウ) 使用することができない愛称 以下の愛称は使用することができません。
 - 1.人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
 - 2.法律で禁止されている等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - 3.第3者を誹謗、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現 しているもの
 - 4.氏名、商標、著作物等を無断で使用したもの
 - 5.人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
 - 6.世論が大きく分かれているもの
 - 7.本市があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
 - 8.本市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
 - 9.その他不適切であると認められるもの
- (エ) 契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。 ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本市 とネーミングライツパートナーとで協議の上、その可否を決定するものと します。

⑤募集手続

ネーミングライツパートナーの選定のため、いちき串木野市の審査を経て、 優先交渉権者を選定します。

なお、著しく点数の低い審査項目がある場合など、本市が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者として選定しないことがあります。

4 契約締結

①契約の締結

優先交渉権者として選定した者と契約の内容について協議し、協議が整った場合には本市は契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

②費用の分担

ネーミングライツに伴う費用負担は次表のとおりとします。また、ネーミングライツパートナーの費用負担分は、ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区分	費用	負担
	いちき串木野市	ネーミンク゛ライツ ハ゜ートナー
敷地内外の看板等の表示変更・新設		0
契約期間終了後の原状回復	系謝	0
本市の印刷物やホームページの表示変更	0	

※敷地外や新規の看板設置等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

③契約解除

信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合や、**3-①参加応募資格**を満たさなくなった場合、その他の事情等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、本市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの 負担となります。

④契約更新

本市は契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を 判断します。当該ネーミングライツパートナーは、次回期間の契約につい て、優先的に交渉できることとします。







一、宿泊施設誘致

当会において、イベントや記念式典を開催した際に、市外・県外よりお越しの皆様方にいちき串木野市内の宿泊施設の客室が少なく部屋を予約できなかったとご指摘される事が多くなってまいりました。

このようなケースは当会の事業開催日に限らず、本市で開催されるイベントや、市外より出張等でお越し頂いた際や週末・連休などにもあてはまることかと思われます。いちき串木野市内の宿泊先を確保できなかった方にお話を伺うと、いちき串木野市外の宿泊施設を活用されるとの事でした。

「漏れバケツ理論」にあるように、本来いちき串木野市に期待されるべき経済効果が市外へ流出することを防ぐため、またいちき串木野市へお越し頂いた皆様には、是非いちき串木野市内にご宿泊頂き、本市の活性化への効果を期待したいことから宿泊施設誘致を提言させていただきます。

誘致にあたりまして、市場のニーズと合致する条件等を当会にて協議致しま した。詳細につきましては、次項よりご確認下さい。

1 いちき串木野市における誘致政策について

①現況について

いちき串木野市内における宿泊施設施設数及び客室数は以下のとおり (令和3年度版 「統計いちき串木野」より)

1. 市内宿泊施設の現状

区分		区分	±4~ =0. 444.	室 数			(D) (D) (D)
年次	施設数	計	洋 室	和室	収容人員		
平成	30	年	10	138	42	96	369
令和	元	年	10	138	42	96	369
	2		11	157	61	96	458

資料:シティセールス課

②市場の特件について

いちき串木野市には、薩摩藩英国留学生記念館・冠岳・冠嶽園・薩摩金山蔵・ちかび展示場等の観光資源を擁し、「食のまちづくり宣言」を掲げたご当地グルメによる一定の観光需要が喚起されると認められる。

しかしながら、現状はビジネスニーズが中心であると考えられる。

③宿泊施設事業者の意向

前記の特性や、いちき串木野市内にはホテルアクシアくしきの・吹上浜 フィールドホテルといったシティホテルやリゾートホテルが既存すること から同形態の出店の可能性はかなり低いと考えられる。

④宿泊施設の種類について

以上により宿泊施設事業者にとっては、ビジネスホテルを軸とした検討が望ましいと考えられ、事業採算性などを踏まえると、リーズナブルな料金設定のバジェット(宿泊特化型)クラスが最も有望なカテゴリーであるものと考えられる。バジェット(宿泊特化型)クラスであれば、ビジネス主体と把握される市場特性にも合致し、5,000~8,000円程度を価格帯とした宿泊希望者の需要に即した客室販売が可能であると考えられる。

想定収支上で経済合理性を充足させられることから、本件では宿泊特化型 の宿泊施設誘致(進出)が最も可能性が高いと見込まれる。

2 立地について

- ①宿泊施設誘致候補地について 宿泊施設誘致にあたり重要な課題が候補地の選定であると考えられる。 市有地もしくは地権者との交渉の可否が採択の要件となってくる。
- ②立地条件について 候補地の選定にあたり以下の要件を満たすものが望ましいと考えられる。
 - (ア)旅館業を営業することから、近隣商業地域・商業地域・準工業地域の 用途地域が望ましいと考えられる。
 - (イ)アクセスの利便性を考慮し、JR串木野駅より徒歩圏内かつ市内中心地が 望ましいと考えられる。
 - (ウ)300坪程度の土地面積を要することが考えられる。
 - (エ)商店街等の店舗や事業所への経済効果が期待できることが望ましい。
 - (オ)インフラ及びライフラインの確保ができること。(上水道・下水道・ 電気・ガスの設備が候補地、または近くまで整備されている)
 - (カ)進入路が確保できること。
 - (キ)地権者全員の賛同が得られている、またはその見込みがあること。
 - (ク)周辺住民の皆様に概ね了承が得られる見込みがあること。
 - (ケ)暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号) に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと、また 暴力団員等から所有権が移転した土地でないこと。
 - (コ)近隣の景観に著しい影響が懸念されないこと。

③誘致候補地について青年部より

以上を考慮して、宿泊施設誘致の候補地として当会が協議致しましたところ、以下の空地を有効活用してはどうかとの意見が挙がりました。

所 在 地 いちき串木野市旭町124番 (寿屋跡地)

地 目 宅地

地 積 985.81 ㎡ (約 298 坪)

用途地域 商業地域



南側より



南西側より



北側より

選定理由

いちき串木野市の中心に位置し、JR 串木野駅より徒歩圏であり、近隣には 商店街もあり飲食店の活用などにより経済効果が期待できる。

長期間において空地となっている本市の中心地に宿泊施設の誘致を実現できれば、市内が明るくなりまちの活性化につながる。また市内のイベント開催時の集客へつながると予想される。さらに、インフラやライフラインも確保できており、コストを抑えることができる。

課題

①候補地の取得、財源確保

宿泊施設誘致において一番の課題が用地の取得のための地権者との調整 と財源の確保であると考えられる。

都市再整備計画事業等の国や県の補助金等を活用できないか調査が必要 である。

- ②立地企業への補助金・助成金・税制優遇制度の検討 宿泊施設誘致にあたり、実現へ向けて立地企業への補助金・助成金・ 期間を設けた税制優遇制度(固定資産税)などの検討も必要であるかと 考えられる。
- ③近隣住民の皆様の理解・ご協力

計画に際し、近隣住民と事業所の皆様のご理解・ご協力が不可欠であると予想される。説明会開催など周知には十分な配慮が必要であると考えられる

以上、当会より提言させて頂きました「本市の所有する公共施設ネーミングライツ」及び「宿泊施設誘致」に関しまして、文章に見苦しい点が多々あったかと存じますが、いちき串木野市を盛り上げたい一心で会員一同、一生懸命に作成致しました。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、地域を支える青年経済人として微力ながらいちき串木野市の発展へ努めてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

一、おわりに



いちき串木野商工会議所青年部 令和 4 年度政策提言委員会 委員長 永井 秀孝

令和4年度 いちき串木野商工会議所青年部 政策提言委員長を仰せつかっております永井秀孝と申します。平素よりいちき串木野商工会議所青年部の事業活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今回、政策提言事業を行うにあたり委員会では勿論ですが、行政の方や家族、友人、この街に住み続けている方、Uターンしてきた方、Iターンしてきた方からたくさんのご意見を頂き、たくさんの物語をお聞かせ頂きました。「いちき串木野市が好きだ」「人が好きだ」「盛り上げていきたい」という皆さんの共通した熱い思いを感じる次第でございました。

今回は2つのテーマを提言させていただきました。実現へ向けて、またこれからもいちき串木野市がより良くなるために、企業が活力を維持し円滑な経営が実現するように、そして豊かで魅力あふれる地域社会を築くことができるよう「元気があればなんでもできる」の精神を以て、たくさんの方と協議を続け、経済社会のあるべき姿を提示するとともに、青年部会員・地域の声を広く集め政策提言事業を継続していく所存でございます。

末筆ながら、政策提言事業の活動にあたりご指導・ご鞭撻を賜りました全ての皆様へこの場をお借りして御礼申し上げます。誠に有難うございました。皆様のご多幸と ご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせて頂きます。

令和4年度いちき串木野商工会議所青年部 会 員 名 簿

【三役、他征	· 公員】	事業所名			
会長	I	株式会社IGKほけん			
副会長		旬彩とど家			
副会長		井手迫建築			
副会長	川﨑貴弘	川﨑産業株式会社			
専務理事	播磨 晃紀	有限会社串木野自動車教習所			
直前会長	福留渡	福留工業株式会社			
監事	田島・千定	田島板金工業株式会社			
監事	濵﨑 創	有限会社浜崎蒲鉾店			
相談役	竹下 利哉	株式会社タケシタ住宅事業部(WizHouse)			
相談役	南竹 浩樹	南竹鰻加工有限会社			
会計	八田 雄介	有限会社ハマベ鉄工設備			
書記	満留 崇弘	株式会社三幸冷機			
事務局	中里 充良	いちき串木野商工会議所			
【総務委員会	会】				
委員長	上山 将司	株式会社タケシタ			
副委員長	坂口 功樹	サインサポート			
委員	南田 美紅	和彩館どんどん(株式会社中江商店)			
【イベント	委員会】				
委員長	満留 智史	株式会社満留建設			
副委員長	白石 豊	仕出しセンターさのさ			
委員	松下 雄太	モンシェリー松下株式会社			
委員	宮島 陸	鹿児島信用金庫串木野支店			
委員	西別府 功平	株式会社西別府弘組			
委員	蒲池 珠理	BAR-1			
委員	長瀬 亮太	エヌ・ステンレス			
委員	西村 優希	スナック 海			
【政策提言	委員会】				
委員長	永井 秀孝	太陽ガス株式会社			
副委員長	小原 翔	小原登記測量事務所			
委員	堂園 俊三郎	スパゲティポノボーノ			
委員	西上原 豪	有限会社東洋ベンディング			
委員	野添 幸輔	株式会社鹿児島銀行串木野支店			
委員	竹元 健介	串屋 健			
委員	坂下 亮太	大衆酒場 ほり川			
委員	濵田 拡	有限会社浜田板金工業			
委員	鶴丸 高広	有限会社安田装飾			
【コミュニケ	【コミュニケーション委員会】				
委員長	六反 伸彦	有限会社ミートハシグチ			
副委員長	篠原 秀太郎	鹿児島相互信用金庫串木野支店			
委員	濵西 康隆	駅前ダイニングりゅう			
委員	新留 亮太	株式会社南日本銀行串木野支店			
委員	若元 研二	濵田酒造株式会社			
委員	児玉 義城	株式会社GIRI GEAR			
委員	松比良 舞唯	ラウンジアロウズ			

問合先:〒896 - 0015 いちき串木野市旭町 178 いちき串木野商工会議所青年部 事務局 担当 中里 TEL 0996-32-2049